

話者の意味論としての文法研究のために

岸 谷 徹 子

要 旨

複雑な語形変化の体系的記述に主力を注いだ西欧の伝統文法では、客観的に記述できる音韻・形態の体系が“Grammatik”として把握され、それと話者との関係についての考察は研究対象の範囲から締め出されてきた。一方、構文上の形態的条件が印欧語ほどには複雑でない日本語の場合は、話者による使用という観点から個々の文法事実を記述することは古くから行われており、この伝統から発話現象を話者（＝言語主体）の行為として捉える文法理論（＝陳述論）が生まれた。近年はドイツ語学の分野でも、イントネーション、心態詞、エピステミック・モダリティ等の研究により、発話レベルでの話者の機能が意識されるようになってきたが、発話のレベルだけでなく叙述内容を構成するレベルでも話者が言語主体として関与しているという事実は、まだ十分には認識されていない。ドイツ語（印欧語）の構文では、叙述内容の構成に用いられる述語の定動詞と叙述内容の一部分である述語補足成分（主語）とが、対話場面の役割分担に基づく人称三分法によって分類され、両者の間に形態文法上の一致が生じるために、その述語を用いて叙述内容を構成する話者の機能、いかなる人称的範疇にも分類されていない「構文の主体」としての話者の機能を直接に認識することが困難なのである。しかし、個別言語の構文現象には、形態文法的な面と意味文法的な面がある。形態文法的には大きく異なる言語同士の間にも意味文法的な類似性が見いだされるのは、構文の主体としての話者に言語普遍的な機能があるからにほかならない。そのような話者の機能を前提とする文法研究の可能性について考察する。

キーワード： 文法，話者，人称，叙述内容，構文，構文の主体，統叙の機能

0. 本稿で「話者の意味論としての文法研究」という場合の「話者の意味論」は、私自身の文法研究の方向を示唆するためのモットーであって、それ以上のものではない。「音韻論 (Phonologie)」, 「形態論 (Morphologie)」, 「語彙論 (Lexikologie)」, 「統辞論 (Syntax)」, 「語用論 (Pragmatik)」, 「文体論 (Stilistik)」等と並べられる「意味論 (Semantik)」という言葉研究の一部門の名称とさほど直接的な関係はないのである。しかし日常用語としての「文法」が多義的であると同様に、「意味論」という語も多義的に用いられるのであって、その言語内容はかなり曖昧である。「話者の意味論」と言う代わりに「話者の文法」と言っても大差はないだろう。しかし私がここで「意味論」の方を選んだのには理由がある。「文法」の守備範囲には「音韻論」, 「形態論」, 「統辞論」とともに「意味論」, 「語用論」, 「文体論」までも含まれることがあるが、通常、「意味論」の中に「文法」が含まれることはない。「意味」とは「理解の対象」のことであり、「意味論」には種々のレベルが考えられる—「語彙レベルの意味論」, 「構文単位レベルの意味論」, 「発話レベルの意味論」というふうに。「話者の意味論」というモットーは、実は、「意味論」という語のこのような用法を咀嚼しているうちに、その発展延長線上に考えられるものとして念頭に浮かんできたのであるが、これをドイツ語で“Semantik des Sprechers”とか“sprecherbezogene Semantik”とか言い換えてみても、それで十分に意が通じるとは期待できそうもない。“lexikalisch”, “syntaktisch”, “pragmatisch”などと同程度に通用する言語学の術語は、“Sprecher (話者)”に関しては、今のところまだ存在していないからである。あるいは西欧の文法研究の長い伝統の中に、「話者」の働きを「構文的機能」として捉える視点が欠けていて、それが現代の言語学にまで尾をひいているのではないとも考えられる。本稿の「話者の意味論」というモットーで、肝心なのは、いずれにしても「意味論」ではなくて、「話者」の方である。自分がある場面で、ある事柄について、ある個別言語の手段を用いて述語を形成し、文を構成して発話行為を行うさいに、「話者」としてどのような「機能」を発揮するか—という点に着目して、その個別言語の使用法を考察するような言語研究を、「話者の意味論としての文法研究」と呼びたいのである。

0.1. 西欧の言語研究では一般に話者が無視されている、などと言うのは暴言である。もう少し詳しく説明しなければ、誤解を招くにちがいない。印欧諸語には日本語にない文法的範疇がいくつかあるが、“Person (人称)”もその一つであり、これは名称から推測して、本来「話し手・聞き手の役割」に関する文法的範疇であると考えられる。しかし、印欧諸

語の一つであるドイツ語の伝統的な文法記述の中では、“Person”は“Numerus (数)”とともに、“Konjugation (動詞変化)”に関わる形態上の範疇として言及されるにとどまり、このような形態上の区別に、一体どういう文法的機能があるのかという点は、全く問題にされていないのである。“sprechen (話す)”という現代ドイツ語の動詞を例にとって言えば、直接法現在の人称形は、一人称単数“ich spreche”，二人称単数“du sprichst”，三人称単数“er spricht”，一人称複数“wir sprechen”，二人称複数“ihr sprecht”，三人称複数“sie sprechen”である。この形態的区別は、違反すれば正常なドイツ語ではなくなるのであるから、ドイツ語使用者にとっては無視することのできない重要な文法規則であると言わなければならない。しかし、そもそもどういう表現上の必要があって、このような文法規則に従わなければならないのだろうか。それについて納得のいくような説明は、私の知るかぎりでは、ドイツ語の文法書のどこにもないのである。

0.2. 最近ドイツ語圏でもさかんになってきた語用論的な文法研究では、もちろん、話者の機能が問題の中心になっている。“Pragmatik (語用論あるいは実用論)”と呼ばれる言語研究の新しい分野は、それ自体の中に多種多様の関心を内包しているだけでなく、「コミュニケーション理論」、「談話分析」、「テキスト言語学」などとも境を接しており、今のところこれを一義的に規定することは困難である。しかし、“Pragmatik”というドイツ語の名称が英語の“pragmatics”に遡るものであるとすれば、アメリカの哲学者 Charles W. Morris が“Foundations of the Theory of Signs” (Chicago 1937) の中で提唱した記号論の三部門“syntactics”, “semantics”, “pragmatics”との関係は無視できないように思われる。モリスによれば、記号相互間の関係を考察するのが“syntactics”，記号とその対象との関係を扱うのが“semantics”であるのに対し，“pragmatics”は記号とその使用者との関係を考察する部門である。モリスの記号論がソシュールの記号論と異なっているのは、記号の外にある「記号の使用者」を記号論の射程内に入れていた点である。モリスは言語記号だけを問題にしているわけではないが、モリスの“pragmatics”の影響によって、ソシュール以来の構造主義的言語学の枠内では扱う余地のなかった「言語記号の使用者→話者」という視点が言語研究に持ち込まれた意義は大きい。しかし、この場合の「話者」は「言語記号→言語」を使用する人として、あくまでも言語の外側にいるのである。どの言語にも通用する記号論やコミュニケーション理論の場合には、「話者→発信者の役割」を特に個別言語的・言語内的なものとする必要はないだろう。それに対して個別言語に関わる談話分析、テキスト言語学、語用論的な文法研究の場合は、どうであろうか。たとえば、ドイツ語の例を引用して、「疑問」、「否定」、「推量」、「要求」の表現を記述したり、「テンス」や「モダリティ」の現象を説明したりするときに、「話者」が言及されるとすれば、この場合の「話者」の機

能は、個別言語の制約を受けているという点で言語内的であり、コミュニケーション理論における「発信者」の役割とは異なっているのではないだろうか。さらに、方向性のある動作を表す動詞（たとえば“hereinkommen”や“hinausgehen”）の用法を「話者の視点」に拠って記述する場合、ここで言及する「話者」にはどのような機能があると見るべきであろうか。この場合の「話者」もコミュニケーション・モデルでは把握できない「話者」である。しかし、このような「話者」という概念は、現代ドイツの語用論的文法研究の中でさえも、コミュニケーション・モデルの三要因（話し手・聞き手・話されること）の一つである「話し手（＝発信者）」との相違が明確にされないまま、あたかも自明の概念であるかのように使用されているのである。

0.3. 一般に言語研究の中で「話者 (Sprecher)」が言及される場合、言うまでもないことながら、話す「人」を問題にしているわけではない。「話す」という行為が行われるたびに、話す人に帰せられる何らかの役割・機能が「話者」という語によって概念化されるのである。したがって、言語研究における「話者」の概念は、一つに限定されるものではなく、言語へのアプローチが異なれば、「話者」の概念も異なって当然なのである。たとえばコミュニケーション理論の「話者」の場合は、個別言語に限定されない「発信者の役割」が問題なのであり、語用論的文法研究の場合は、当該個別言語による表現行為の起点としての「話者」に託される何らかの「言語的機能」が問題なのである。このような言語的機能の一つ一つについて、それが言語内的な機能であるか言語外的な機能であるかを議論するのは徒勞であろう。個別言語によって話されること一つをとってみても、そこに言語内的な「叙述内容」の面と言語外的な「事柄」の面が考えられるように、個別言語の話者に託される言語的機能にも、個別言語内的な機能と個別言語外的な機能の両面があると考えられる。「言語的」ということは、いかなる場合にも、「個別言語内」と「個別言語外」の両面に関わることだからである。一方、これらの言語的機能は、言語行為のどのレベルで話者に託されるかによって、連続的にではあるがレベルを異にするものとして意識され、分類把握されることが可能であるように思われる。たとえば「陳述の機能」と「統叙の機能」一渡辺実『国語構文論』(1971) — というように。日本語の文法研究から生まれたこの構文理論を、外国語教育の用語を使って解釈すれば、「陳述の機能」は発話レベルで、「統叙の機能」は述語形成レベルで、話者（言語主体）に託される言語的機能（構文的機能）である、とすることができるであろう。

0.4. 伝統的な日本語研究には、「話者 (Sprecher)」に相当する文法用語はなかったにしても、個々の単語である「てにをは」を話者がどのように用いるかという観点から文法事

実を捉える意識は、古くから発達していたように思われる。一方、屈折語であるドイツ語の場合は、「てにをは」に相当する文法機能の担い手が個々の単語ではなく、語彙素を担う単語の一部分である活用語尾であるために、伝統的文法研究はまず複雑な名詞の格変化 (Deklination) や動詞の人称変化 (Konjugation) を整理し、変化形のパラダイムを作成することから始めなければならなかったのである。このような歴史比較言語学的研究によって次第に記述可能となったドイツ語の文法体系は、「話者による使用」という観点を切り捨てた形態文法の体系であり、ドイツ語の伝統文法に“Person”という範疇はあっても、言語使用の中で“Person (→ Sprecher)”に託される構文的職能が意識されることはなかったのである。語用論によって話者の働きが意識されるようになって以来、ドイツ語に関しても、いわば「陳述の職能」に帰せられる言語現象 — たとえば「イントネーション」や「心態詞 (Abtönungspartikel)」など — が、次第に文法研究の対象として取り上げられるようになってきた。一方、「統叙の職能」に関係があると考えられる言語現象は、「叙述 (Prädikation)」、「転換 (Konverse)」、「動詞の態 (Genus verbi)」、「動詞価 (Valenz)」などの項目で実際には研究対象にされてきたのであるが、これらの現象を構文行為と把握し、構文の主体の働きに還元する意識は、ドイツ語の文法研究の中からは生まれてこなかったようである。少なくとも私の知るかぎりでは、西欧の言語学用語の中に「統叙」に相当する術語は用意されていない。しかし、日本語であれドイツ語であれ、述語が形成される以上は、そこに述語を形成する主体の働きが関与していないはずはないのである。ドイツ語圏の文法研究者にはまだ十分には意識されていないように思われるこの「構文的職能」を、西欧伝統文法の術語“Person”を援用してドイツ語で命名するとすれば、“satzbildende Person”とでも言うことができるのではないだろうか。この問題は、拙論「Person (人称) と Subjekt (主語) の関係 — 言行為の普遍性を求めて —」(愛知大学言語学談話会編『ことばを考える 第3集』1996年) および「言語研究における「話者 (Sprecher)」の概念について」(同 第4集, 2001年) で扱っており、本稿もその継続ないし補足である。

1. もう40年も前のことになるが、ミュンスター大学(ドイツ)に留学していたころ、その東洋学科で日本語を主専攻に、中国語を副専攻にして学習し始めたばかりの若い学生たちが、「中国語には“Grammatik”がないけれど、日本語には“Grammatik”も少しはあるようだ。」などと話し合っているのを耳にして、啞然としたのを今でも覚えている。もちろん私が彼らの話しているドイツ語を聞き違えた可能性も皆無ではないが、この場合は、たぶん聞き違えたのではなく、私が彼らの使った“Grammatik”というドイツ語の内容を、そのまま「文法」という日本語に置き換えて理解したことに、驚きの原因があったのではないかと、だいぶ時がたってから気がついたのだった。「文法」という漢語起源の日本語

は、近代西欧語の“grammar”（英），“Grammatik”（独），“grammaire”（仏）等の訳語として普及したものと思われ，“Deutsche Grammatik”という本の表題を「ドイツ語文法」と訳すことに異論を唱える人はまずいない。しかし、私たち日本人が日本語の事実即して「文法」と見なしている事柄と、印欧諸語以外の外国語を学習したことのない普通のドイツ人が“Grammatik”と呼んでいる事柄とが同じであるという保証はどこにもない。むしろ異なっていて当然である。印欧諸語の“Deklination（名詞変化）”と“Konjugation（動詞変化）”のパラダイムを典型的な文法規則と見ることに慣れていたドイツ人の目には、語形変化のない中国語は、本当に、「文法（Grammatik）」のない言語のように見えたのかもしれないのである。

1.1. 文法研究とは何か。さしあたりここでは、日本の大学の外国語教育で「文法」と呼んでいる授業の準備に役立つ言語研究を、「文法研究」と呼ぶことにしておく。外国語教育は外国語一般を取り扱うわけではなく、中国語、韓国・朝鮮語、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語といった言語を、そのつど一つの個別言語体系として扱っている。ドイツ語を例にとって言えば、現在のドイツ語の使用法を習得するのに必要な言語的知識の総体が「ドイツ語文法」と呼ばれるものである。

1.2. ドイツ語を使用するという事の中には、表現主体として使用する場合、つまりドイツ語を話したり書いたりする場合だけでなく、理解主体としてドイツ語を使用する、つまりドイツ語の発話を聞いて理解したり、ドイツ語の文章を読んで理解したりする場合も含まれている。「ドイツ語の使用法」とは、「表現」および「理解」という目的に適うようにドイツ語を使う方法、つまり「ドイツ語手段のしかるべき使いかた」のことである。この場合、「表現」と「理解」の関係は相互依存性である。自分のドイツ語表現が自分以外の人に適切に（つまり自分が意図した通りに）理解されるようにドイツ語を使用しようと思えば、自分自身の方も自分が現に使っているドイツ語表現をしかるべく理解していなければならない。同様に、他人のドイツ語表現を理解することができるためには、原則として自分自身もそのようにドイツ語で表現する能力がなくてはならないはずである。現実には、ドイツ語が読めるけれど話せない人、書けるけれど聞き取れない人は、日本のドイツ語学習者の中には大勢いる。それは発音や聞き取りの技術の訓練が不足しているからであって、文法知識の有無とは別次元の問題である。言語使用者は、当該言語による表現と理解の両方の知識・能力をもつことによってのみ、当該の言語を適切に使用することができるのである。「表現主体＝話し手」と「理解主体＝聞き手」というふうに単純に二分して考えるわけにはいかないだろう。「話し手」の役割を引き受ける場合は自分が「話す」こと

によって「表現・理解の主体」になるのであり、その場合の「聞き手」は「場面」の一部分であって「主体」ではないからである。

1.3. 表現・理解行為の手段として使用される個別言語としてのドイツ語は、ドイツ連邦共和国という一つの国家の公用語に限定される言語ではない。トートロジーにならざるをえないが、ここでいう「ドイツ語」とは、ドイツ語が共通語として通用する言語文化圏すなわち「ドイツ語圏」で生活する人びとの大多数が「母語 (Muttersprache)」として自然に習得し日常に使用している言語のことである。一方、このドイツ語を母語としてではなく、「外国語 (Fremdsprache)」として学習し、ドイツ語圏だけでなく、ドイツ語圏の外でも使用する人がいる。自分の使用言語が母語であるか外国語であるかの相違は、かりにその外国語に十分に熟達し、母語と同じように使えるようになっている場合でも、心理的には無視できない相違のままであり続けるかもしれない。しかし表現・理解行為の手段であるかぎり、これを外国語として使用する人の場合も、母語として使用する人の場合も、使用技術の熟達の程度に関わりなく、個別言語体系としては同一のドイツ語であると見るべきであろう。

1.4. 一個別言語体系としてのドイツ語、言語行為（表現・理解行為）の手段として現在使用されているドイツ語の体系とされるものは、もしソシュールの理論に従って言語の共時的観察と通時的観察を区別するとすれば、共時的に捉えられた現代ドイツ語の体系であると言わなければならないだろう。しかし、ドイツ語という自然言語の輪郭は、一つの個別言語体系として共時的に観察する場合にも、かなり広く緩やかに捉えておくことになると思われる。言語使用は複数の人びとが関与する社会的習慣であり、他の諸々の社会的習慣と同様に、関与する人びとの間には年齢、出身地、生活環境などの相違がある。同じドイツ語で言語行為を行う場合でも、各使用者のドイツ語についての知識の量には個人差がある。ドイツ語文法がドイツ語による表現と理解の仕組みに関わる知識であるかぎりには、そこに適用する研究方法は共時的でなければならないにしても、研究者自身の研究の視野からは、言語史的事実への関心を締め出してしまわない方が賢明であるように思われる。コセリウの理論を借りて言えば、言語は通時態の中で成立し、共時態の中で機能するものだからである。

1.5. 上述のようなドイツ語の使用法に関する知識の総体を、私たちは外国語教育の現場の必要から、かなり大雑把に「ドイツ語文法」と呼ぶのであるが、内容の点でこれに相当するものを“Deutsche Grammatik”という名称で一括して呼ぶことは、ドイツの母語研究者

にとっては、二十世紀後半になっても、それほど自明のことではなかったようである。Jacob Grimm (1785–1863) や Hermann Paul (1846–1921) のような碩学によるゲルマン語・ドイツ語の歴史比較言語学的記述が本格的な “Deutsche Grammatik” として尊重される一方で、同時代のドイツ語の使用法を取り上げた規範的な「学校文法 (Schulgrammatik)」の類が大学の言語研究者の側からは科学的でないとして軽視され続けたことも、“Grammatik” という語の使いかたに長く影響を残したものと思われる。たとえば, Hennig Brinkmann: “Die deutsche Sprache. Gestalt und Leistung” (2. Aufl. 1971) は、日本語でならば「表現と理解のための詳解ドイツ語文法」という表題をつけてもよさそうな内容の著書であるし、Peter von Polenz: “Deutsche Satzsemantik. Grundbegriffe des Zwischen-den-Zeilen-Lesens” (1. Aufl. 1985) を読めば、私たち読者は、「現代文解釈のためのドイツ語文法」の知識を十分に授けられるのであるが、このようなアプローチの言語記述を “Grammatik” と呼ぶことは、私が尊敬するこの二人のゲルマニストの場合は、意識的に避けられているようである。しかし、いずれにしても、伝統的な “Deutsche Grammatik” だけではドイツ語を使用するための知識としては不十分であることが認識されたからこそ、このような「ドイツ語研究書」が書かれたのであり、そういういみでは、ドイツ語を母語として使用する言語研究者たちの「ドイツ語文法」についての意識も、ドイツ語を外国語として学習する私たち日本人の意識に実質的には近くなってきている、と言うことはできるのではないだろうか。「中国語には “Grammatik” がない」などと呆れたことを言っていた40年前のドイツの学生たちも、もし彼らがその後も中国語や日本語の学習を続けているとすれば、今ではもう、そんなことは言わなくなっていることだろう。

1. 5. 1. ついでながら、私が “Person” の概念に関心を持つようになったのは、ブリンクマン (1901–2000) の上記の著書を精読しただけでなく、長年個人的にも指導を仰いできたからである。ブリンクマンにはドイツ語史分野の研究も少なくないが、戦後ミュンスター大学で担当されたのは、中世ラテン文学の講座であった。戦時中に一時イスタンブール大学で教鞭をとられたこともあり、同世代のドイツ人ゲルマニストに比べると「外国語としてのドイツ語」についての経験が豊かで、その点は日本人留学生の私には特にありがたかった。一方、ブリンクマンの「ドイツ語文法」の構想が、若い世代のそれと大きく異なっているのは、英語圏（特にアメリカ）の現代言語学の影響をほとんど受けていない点である。ブリンクマン少年が最初に学習した第一外国語が近代英語ではなく、古典ラテン語であったことにも関係があるだろう。ブリンクマン文法が文法専門家の目に見一見アマチュア的に映るのは、実際には文法的範疇の捉え方が非常に独創的であるにもかかわらず、ラテン語起源の伝統的文法用語が無造作に使用されているからである。しかし、そのおかげで

私はブリンクマン文法から、西欧近代語の文法書ではほとんど無視されている“Person”の機能が何よりも述語形成に関わるものであることを教えられたのであった。動詞の活用語尾が極度に単純化してしまった近代英語の入門文法では、一・二・三人称の区別は、通常「主語」になる代名詞に関して言及されるだけであるが、「人称代名詞」を用いなくても動詞の「人称形」だけで述語の人称を区別することのできるラテン語の例から推測されるように、印欧語の人称三分法は、本来、「主語」よりもむしろ「述語」に関する文法規則なのであり、「述語」の人称形に応じて人称が区別される「主語」の背後には、「構文の主体」としての「話者」が働いているのである。私は、ブリンクマンの著書のどこかに、“Hinter dem Subjekt steht der Sprecher (主語のうしろには話者がいる)”と書いてあるのを読んで、いたく感銘を受けた記憶があり、この言葉を引用しようと思って、その後何度も探すのだが、実は、当該の箇所が見つからないのである。ひょっとすると読んだのではなく、直接に聞いたのかもしれない。

1.5.2. ドイツ語は通常、述語形成にさいして英語と同様に主語代名詞を明示するが、述語定動詞の方も一形態は多少単純になっているとはいえ一やはりラテン語と同様に人称変化をするのである。したがってドイツ語の「文 (Satz)」—ブリンクマン流に言えば「定動詞の“Setzung”」—では、主語と述語の間に人称と数に関する形態上の呼応があり、これは重要な文法規則としてドイツ語の統辞論では必ず指摘されている。しかしそれはドイツ語構文の形態上の規則として言及されるだけであって、そこにどういう意味ないし機能があるのかという点については、通常の文法書は何も教えてくれないのである。あまりにも広範囲にわたる機能であって、一言では、あるいは数ページでも、とうてい言い尽くせることではないので、文法の事項としては取り上げないのであろうか。ポーレンツの上記の著書（および現代ドイツ語の「機能動詞構文」や「名詞化傾向」に関する一連の研究）の中でも、「人称 (Person)」の文法的機能については直接には何一つ言及されていないのであるが、言語批判的発言を含むこれらの研究に接していると、著者ポーレンツ自身の言語生活および言語研究の中で、「人称の区別」がいかに重要な位置を占めているかがわかるような気がしてくる。つまり誠実なドイツ語使用者にとって、述語形成に人称形を用いることは、何よりもまず話者としての主体的責任を明確にするために必要不可欠であると自覚されているのである。ついでながら、1928年生まれのパールレンツは、戦後ドイツのいわゆる“Vergangenheitsbewältigung”を深刻に受け止めた世代の一人である。初期新高ドイツ語のすぐれた研究者であり、社会史的視野を備えた膨大なドイツ語史の著者でもある。トリアー大学で中世ドイツ語を担当していたある若いドイツ人が、あるときパールレンツ教授を評して、「Jacob Grimm よりも Johann Christoph Adelung の方を高く評価していらっしやる

らしいのです」と言っていたことが何となく忘れがたい。

2. 母語であれ外国語であれ、一つの個別言語を使用するのに必要な「文法知識」の中にどのような項目が含まれているかについての意識は、言語学の方法や理論の進歩発展に伴って、徐々に変わっていくものである。そのさい文法項目は、増えることはあっても、減ることはないだろう。言語使用者個人の立場で言えば、新しい言語を一つ学ぶごとに、何らかの新しい項目が加わるからである。新しい言語とは、もちろん母語以外の言語すなわち外国語である。外国語の使用法を習得しようとする、母語にはない（母語の文法研究ではまだ意識されていない）文法的範疇や規則に出会うことがある。そこで、その外国語の事実在即して、そのような範疇や規則の必然性について考えていくと、母語を使用する場合にもそれと似たような現象があること、必然的ではないまでも可能ではあることなどが、次第に意識されてくる。いわば広義の文法現象を感知するアンテナの数が増えてくるのである。何よりもこの点で、母語と典型的に異なる外国語の使用法を知ることが、主として母語の研究に専念するドイツのゲルマニストや日本の国語学者にとっても有意義であるにちがいない。一方、外国語の研究と教育に携わる者は、当該の外国語に慣れ親しむために、多くの時間をかける必要があるのは言うまでもないことであるが、外国語の文法研究のために何よりも大切なのは、母語に対する正常な関係を失わないように気をつけることではないであろうか。表現と理解のための文法研究には、思考と言語使用の関係についての追体験の能力 — 言い換えれば、他人の書いた文章を書いた人の意図にそって解釈する能力 — が絶対に必要であり、そのような能力を開発し訓練する手段としては、やはり母語の方が有利だからである。もちろん、慣れない — 自明でない — 外国語であるからこそ強く意識される事柄もあり、それが外国語による思考の利点の一つであることも軽視できないが。

2.1. 印欧語たとえばドイツ語を私たちの母語である日本語と比較対照しながら学習することは、ドイツ語文法の特徴を認識するのに役立つだけでなく、日本語文法の特徴を自覚するのに役立つにちがいない。しかしそれは、研究者の文法観察能力を培うのに間接的に役立つということであって、直接にドイツ語学習に役立つということではない。「日独語比較対照文法」というような総合的な記述文法書の作成が、かりにもし可能であったとしても、それが外国語教育にとって有意義であるかどうかは別問題であろう。

2.2. 系統的に非常に近い関係にある言語体系の場合、たとえば新高ドイツ語を使うことのできる人が中高ドイツ語や古高ドイツ語を学習しようとする場合、新高・中高・古高ド

イツ語の重要基本動詞の人称変化形が並列してある表を見れば、一目瞭然で非常に便利である。しかし、このような比較対照が文法知識の伝達方法として有効であるのは、三者に共通の文法的範疇が音韻・形態レベルの範疇だからである。系統的にどんなに近い関係にある言語同士であっても、解釈を介さなければ認識できない言語現象を比較対照するのは徒勞である。たとえば、中高ドイツ語の不変化詞“bi”の意味や用法を説明するのに、同一語源に遡ることのできる新高ドイツ語の“bei”や現代英語の“by”を並べても、必要な当該の知識伝達の役には立たない。

2.3. 日本語とドイツ語のように系統的にも類型的にも全く異なった言語を比較対照して記述することが困難であるのは、特に両言語の相違が大きいからなのではない。そもそも何を根拠に二つの個別言語の相違を云々することができるであろうか。音韻・形態のレベルで比較すれば、たとえば中高ドイツ語と新高ドイツ語の相違は、新高ドイツ語と現代日本語の相違よりも小さい。しかし、語彙のレベルではどうだろうか。中世のドイツ語と現代のドイツ語の語彙の相違は、現代日本語と現代ドイツ語の語彙の相違よりもはるかに大きいと言えるのではないだろうか。現代文明社会が共有する物品の名称はすべて、言語の類型的・系統的相違に関わりなく、現代の両言語の中に用意されているからである。比較することがむずかしいのは、複数の言語における文法現象の類似性（共通点あるいは相違点）である。形態文法に限定すれば、印欧語同士の共通点は顕著であり、印欧語と日本語の相違は比較を絶するほどに大きい。しかし、個別言語の文法は、形態文法だけで成り立っているわけではない。「個別言語の使用法に関する知識の総体」を文法と考えるなら、形態文法の構成要素である個々の言語手段が話者によってどのように使用されるか、という観点を切り捨てるわけにはいかないのである。表現行為のどのレベルであれ—述語形成のレベルであれ、発話のレベルであれ—何らかの言語手段の使用法に個人的恣意を超える規則性が「慣用 (Norm)」として認められるのであれば、そのような言語使用上の慣用もすべて当該言語の文法に属していると見るべきであろう。ところで、形態文法の領域では大きく異なっている言語同士であっても、音韻・形態的条件にそれほど直接的に制約されない構文 (Satzbildung) の領域では、両言語の間に思いがけない類似性が認められることがあるのである。

2.3.1. たとえば話者が叙述内容を構成するさいに、事柄をどのような視点から捉え、どのようなタイプの述語を用いるかといった、いわゆる「動詞の態 (Genera verbi)」の選択に関する傾向を観察すると、中世騎士文学のドイツ語は、現代ドイツの文章語よりも、むしろ、私の母語である日本語の方に近いようにさえ思えてくるのである。現代ドイツ語な

ら、行為・状態の担い手である人を主格主語にし、人称動詞を用いて、“ich weinte(泣いた)”というような場合に、中高ドイツ語ではしばしば人を与格で表し、人の行為・状態がその人の身にふりかかったかのように表現することがある。現代のドイツ語では使わなくなった“mir geschach ze weinene (思わず泣かれた)”のような非人称的表現と、日本語の「れる、られる」による「自発」の表現との間には、たしかに、ある種の類似性が感じられる。しかし、このような類似性は、当該二言語の文章を別々に熟読して文法的に分析した言語観察者自身の意識の中に存在しているだけであって、これを言語現象として客観的に記述することは不可能に近い。例証として引用することができるのは各個別言語の例文であるが、例文それ自体が直接に「類似性」を示しているわけではないからである。さらに、このような「類似性」を根拠に、日本語と中高ドイツ語の相違は、日本語と現代ドイツ語の相違よりも小さい、などと判断するのは、言うまでもなく、ナンセンスである。

2.4. 日本語と中高ドイツ語のように、「形態文法的 (morphosyntaktisch)」に見れば、比較を絶するほどに異なった言語同士であっても、話者による叙述内容構成のための視点の選択、述語タイプの選択に関しては、両者の間に上述のような類似性が認められるとすれば、一方、中高ドイツ語と現代ドイツ語の「動詞の態」の種類や用法には、当然のことながら、もっと顕著な類似性、というよりもむしろ明確な形態文法上の共通点が存在するのである。母語である日本語と中高ドイツ語の比較、中高ドイツ語と現代ドイツ語の比較という二種類の比較を、さらに比較検討することによって、次第に明らかになってくるのは、実は、通常あまり意識されていない以下のような言語事実なのである。話者が少なくとも一つの語彙素 (Lexem) を用いて述語を形成し、補足成分と結合して、叙述内容を構成する「構文行為 (Satzbildung)」には、当該個別言語の音韻・形態的条件に直接制約される「形態文法的」な面のほかに、直接的には音韻・形態的条件の拘束を受けないで、いわば主体的に、言語内容を統合する「意味文法的 (semantosyntaktisch) な面がある。個別言語の構文現象に関しては、この二つのレベルの現象を実際に分離して観察することは不可能なのであるが、個別言語間の相違を超えたこのような「意味文法的レベル」を想定しなければ説明することのできない言語普遍的な事実があることを、上述の二種類の比較の比較検討は、少なくとも示唆しているように思えるのである。

2.5. 日本語とドイツ語による叙述内容の構成 — 「叙述 (Prädikation)」 — の現象を、「意味文法的レベル」に限定して比較考察することがもし可能であるならば、それによって明らかになるのは、構文の主体としての話者に帰せられる言語普遍的な機能であるに相違ない。そのような話者の機能を前提することによって始めて、私のめざす話者の意味論と

しての文法研究は可能になるのである。しかし、日本語とドイツ語による叙述の現象を同一レベルの現象として具体的に一つまり例文を引用して一対比することが困難であるのは、第一に、叙述が述語形成とは不可分の現象であるからであり、第二に、その述語形成から切り離すことのできない「人称分類」の操作が、日本語とドイツ語（印欧語）とでは根本的に異なっているからである。簡単に言えば、ドイツ語の話者は「人称三分法」に、日本語の話者は「人称二分法」に従っているのである。

2.5.1. 述語形成における「人称の区別」を形態文法的条件に即して考察するならば、ドイツ語の三分法と日本語の二分法は、全くレベルを異にする現象のように見えるかもしれない。ドイツ語の動詞は「数と人称」という形態文法的範疇によって語尾変化し、述語の人称の区別は、定動詞の人称形によって示される。一方、日本語用言に語尾変化はあっても、それはドイツ語動詞の「人称変化」に相当するような活用ではない。ドイツ語動詞の「人称形」よりもむしろ「動詞の態 (Genera verbi)」の区別に近いレベルで、日本語用言の意味文法的タイプは、「自」の行為を表すもの（例：「読む」、「読ませられる」、「読んであげる」等）と、「他」の行為を表すもの（例：「読まれる」、「読ませる」、「読んでくれる」等）の二種類に分類されており、どのタイプの用言を述語形成に用いるかによって、日本語の話者は、いわば「自」と「他」の人称を区別するのである。

2.5.2. しかし、日本語の用言タイプの選択による「自称・他称」の二分法であれ、ドイツ語定動詞の人称形による「一人称・二人称・三人称」の三分法であれ、いずれにしても、何らかの方法による人称の区別が述語形成と結びついているのは、なぜであろうか。この言語事実を意味文法的レベルで考察するならば、述語形成における人称の区別とは、要するに、叙述内容を構成する話者が、叙述される事柄の中の人間関係 — 何よりもまず叙述内容の主役となるべき人物 — を、構文の主体としての自分を起点にして、いわば人称的手段で、分類把握することにほかならない。つまり個別言語の話者は、叙述内容の構成にさいして、叙述されるべき事柄を、当該個別言語的手段で、 — 直接的にであれ間接的にであれ — 構文の主体としての自分を起点として把握するものなのである。ドイツ語の人称三分法による叙述と日本語の人称二分法による叙述の本質的な相違点は、このように人称分類の起点として働く「構文の主体」の機能を、両者の共通点として想定するとき、はじめて明確に意識されるように思われる。

2.5.3. 日本語の人称二分法による叙述の場合は、述語を形成し叙述内容を構成する構文の主体が、そのまま直接に人称分類の起点となり、主体の側である「自」と、そうでない

「他」を区別する。叙述される事柄の担い手を「自」と把握し、「受け身」のような述語タイプを選択することで、主観的に叙述内容を構成することが容易である。それに対してドイツ語の叙述の場合は、人称分類の起点であるべき構文の主体としての話者が、発話場面での役割分担に基づく人称三分法によって、すでに「一人称単数」という文法的範疇に分類されている。この「話者＝一人称単数者」を間接の起点として、叙述内容の中の間人関係が一・二・三人称単数・複数のどれかに分類されることになる。そのさい叙述内容は、構文の主体の主観的立場を直接には反映しない、いわば客観的な視点から構成されるのであって、その点が人称三分法による叙述の重要な特徴であると言える。

3. 私たちは、他人の表現行為を観察するとき、話している人（→「話者」）の存在を直接に知覚することはできないにしても、その話している人の「話者」としての機能を、直接に知覚することはできないのである。言語研究の中で、言語現象に関して「話者」が言及される場合は、感覚では捉えられない「話者としての機能」、何らかの「言語的機能」が問題になっているのである。その言語的機能がいかなる機能であるかについての解答は、それがどのような言語現象について言及されるか、あるいは、表現行為のどのようなレベルについて話題になるかによって、当然異なってくるはずである。研究され解明される言語現象の種類が増えれば増えるだけ、「話者」に帰せられる「言語的機能」の種類も増えるにちがいない。

3.1. 本稿ではさしあたり、コミュニケーション・モデルにおける「発信者の役割」と個別言語による表現行為の起点としての「話者」の概念との相違を強調したが、後者のいみの「話者」の働きには、さらに、言語現象の種類あるいは表現行為のレベルに応じて、種々の言語的機能が認められるはずである。叙述内容構成のレベル一つを取ってみても、そのレベルでの話者の働きには、人称分類の起点としての機能、叙述のための視点の選択・述語タイプ選択の機能のほかに、叙述内容の内部にも関与しうるテンスやモダリティを選択する主体の機能などを認識することができるだろう。語用論がもっばら取り上げる発話レベルの話者の働きのほかにも、話者の意味論としての文法研究の射程に入ってくる構文現象は、決して少なくはないのである。